

第63期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年9月26日（金曜日）
午後2時（受付開始：午後1時）

会 場

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番地
新横浜プリンスホテル 5階 シンフォニア

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 取締役賞与支給の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式ユニット制度導入
および譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

目 次

第63期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	5
事業報告	20
連結計算書類	38
計算書類	41
監査報告	44
株主総会会場ご案内図	裏表紙

株 主 各 位

証券コード 6920
2025年9月4日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目10番地 1

レーザーテック株式会社

代表取締役社長執行役員 **仙洞田 哲也**

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.lasertec.co.jp/ir/stock/session.html>



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6920/teiji/>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにてご覧いただく場合は、銘柄名（会社名）に「レーザーテック」、または証券コード「6920」にて検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」「株主総会招集通知/株主総会資料」を選択して、ご確認ください。

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及び運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結注記表」
 - ③計算書類の「個別注記表」

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3・4ページのご案内に従って、2025年9月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1 日 時	2025年9月26日（金曜日）午後2時 （受付開始：午後1時）
2 場 所	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番地 新横浜プリンスホテル 5階 シンフォニア （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 - 第63期（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 - 第63期（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日） 計算書類報告の件 決議事項 - 第1号議案 剰余金の処分の件 - 第2号議案 取締役8名選任の件 - 第3号議案 取締役賞与支給の件 - 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式ユニット制度導入および譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

以 上

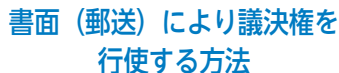
- 株主の皆さまへのお土産の配布および株主懇親会等は予定しておりません。
- 本株主総会では、インターネットによるライブ配信は予定しておりません。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



2025年9月25日（木曜日）
午後5時30分まで



2025年9月25日(木曜日)
午後5時30分到着分まで



2025年9月26日（金曜日）
午後2時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

※議決権行使書用紙はイメージです。

一部候補者に → 賛に○印をし、反対する候補者番号を隣の
反対の場合 空欄に記入

3

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年9月25日（木曜日）午後5時30分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶<https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2025年9月18日（木）午後5時まで

- ・本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より本株主総会の目的事項に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。
- ・上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」というボタンをタップ／クリックします。「事前質問のご入力」という画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとし、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひ株主総会
ポータルのQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、連結での配当性向35%を目安として、業績に応じた弾力的な配当の実施を利益配当の基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、この基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類	金銭
②配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式 1 株につき金 214円 総額 19,300,736,612円
③剰余金の配当が効力を生じる日	2025年 9月29日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員(8名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役4名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	性別	当社における現在の地位	候補者属性
1	おか ばやし おさむ 岡 林 理	男性	取締役・会長執行役員	再任
2	くすの せ はる ひこ 楠 瀬 治 彦	男性	取締役・副会長執行役員	再任
3	せん どう だ てつ や 仙洞田 哲 也	男性	代表取締役・社長執行役員	再任
4	た じま あつし 田 島 敦	男性	取締役・常務執行役員	再任
5	み はら こう じ 三 原 康 司	男性	社外取締役	再任 社外 独立
6	いわ た よし こ 岩 田 宜 子	女性	社外取締役	再任 社外 独立
7	いし ぐろ み ゆき 石 黒 美 幸	女性	社外取締役	再任 社外 独立
8	ゆ り たかし 由 利 孝	男性	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番 号

1

お か
岡

ばやし
林

おさむ
理

再 任

生年月日

1958年5月16日

所有する当社株式の数

83,530株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2001年 7月 当社入社
2002年 1月 営業部ゼネラルマネージャー
2003年 9月 取締役
2005年 3月 Lasertec U.S.A., Inc. 社長
2005年 9月 常務取締役
2005年 9月 Lasertec Korea Corp. 代表理事
2006年 7月 営業本部長
2007年 9月 代表取締役兼常務執行役員
2008年 1月 代表取締役副社長
2009年 7月 代表取締役社長
2022年 9月 代表取締役・社長執行役員
2024年 7月 代表取締役・会長執行役員
2024年 9月 取締役・会長執行役員(現任)

担当

企画管理部、安全保障企画室、
コンプライアンス

重要な兼職の状況

Lasertec U.S.A., Inc. 取締役
Lasertec Korea Corp. 理事
Lasertec Taiwan, Inc. 董事
Lasertec China Co., Ltd. 董事
Lasertec Singapore Pte. Ltd. 取締役

取締役候補者とした理由

岡林理氏は、当社入社以来、営業業務に従事し、部門長を経て、2003年9月に取締役に就任しています。取締役就任後は、経営全般に関する知見を広め、2009年7月以降、長年に亘り代表取締役社長を務め、2024年9月からは取締役・会長執行役員として、経営改革を推進しております。同氏の豊富な経験や見識は、当社グループの更なる持続的成長に資するものと期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

2

くすの
楠
せ
瀬
はる
治
ひこ
彦

再任

生年月日

1958年10月26日

所有する当社株式の数

83,530株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1995年 4月 当社入社
1998年 1月 技術二部長
2001年 3月 技術二部ゼネラルマネージャー
2001年 9月 取締役
2003年 9月 常務取締役
2003年 9月 研究開発部ゼネラルマネージャー
2005年 7月 技術業務推進室長
2006年 7月 第一事業部長兼半導体第一部長
2007年 9月 取締役兼常務執行役員
2009年 7月 技術本部長
2009年 9月 代表取締役副社長
2014年 7月 マーケティング部長
2014年12月 先端開発室長
2021年 8月 取締役会長
2022年 9月 取締役・会長執行役員
2024年 7月 取締役・副会長執行役員（現任）

担当

人事総務部、先端開発室、生産管理部

重要な兼職の状況

Lasertec U.S.A., Inc. 取締役
Lasertec Korea Corp. 理事
Lasertec Taiwan, Inc. 董事
Lasertec China Co., Ltd. 董事
Lasertec Singapore Pte. Ltd. 取締役

取締役候補者とした理由

楠瀬治彦氏は、当社入社以来、技術開発業務に従事し、部門長を経て、2001年9月に取締役に就任しています。取締役就任後は、経営全般に関する知見を広め、2009年9月以降、長年に亘り代表取締役副社長を務め、2024年7月からは取締役・副会長執行役員として、技術開発や生産基盤の強化に取り組んでおります。同氏の豊富な経験や見識は、当社グループの更なる持続的成長に資するものと期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

せんだうだ てつ や
仙洞田 哲 也

再任

生年月日

1977年4月26日

所有する当社株式の数

9,982株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2008年 1月 当社入社
2020年 6月 技術本部技術二部長
2022年 7月 営業本部副本部長兼技術本部技術二部長兼営業本部第1ソリューションセールス部長
2022年 9月 執行役員兼営業本部副本部長兼技術本部技術二部長兼営業本部第1ソリューションセールス部長
2023年 4月 執行役員兼営業本部副本部長兼営業本部第1ソリューションセールス部長
2023年 9月 取締役・副社長執行役員兼営業本部長
2024年 7月 代表取締役・社長執行役員兼営業本部長（現任）

担当

監査室、営業本部、技術二部
品質保証部

重要な兼職の状況

Lasertec U.S.A., Inc. 取締役
Lasertec Korea Corp. 理事
Lasertec Taiwan, Inc. 董事
Lasertec China Co., Ltd. 董事
Lasertec Singapore Pte. Ltd. 取締役

取締役候補者とした理由

仙洞田哲也氏は、当社入社以来、技術開発業務に従事し、部門長を経て、2022年9月に執行役員、2023年9月に取締役・副社長執行役員、2024年7月に代表取締役・社長執行役員に就任しています。同氏は、当社主力のマスク検査装置における技術、顧客に関する豊富な知見を有しており、営業面でも国内・海外の顧客とのコミュニケーションを深めてまいりました。これらの豊富な経験や見識により、強いリーダーシップのもと、持続的な企業価値向上および次世代に向けた経営体制を推進することが期待されるため、取締役候補者としたしました。

候補者
番 号

4

た
田

じま
島

あつし
敦

再任

生年月日

1978年1月11日

所有する当社株式の数

10,055株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2004年 1月 当社入社
2020年 2月 技術本部技術三部長
2021年11月 技術本部副本部長兼技術三部長
2022年 7月 技術本部副本部長
2022年 9月 執行役員兼技術本部副本部長
2023年 4月 執行役員兼技術本部副本部長兼技術本部技術五部長
2023年 9月 取締役・執行役員
2024年 1月 取締役・執行役員兼技術本部長
2024年 7月 取締役・常務執行役員兼技術本部長（現任）

担当

技術本部、DX推進部、CE部、
情報セキュリティ

重要な兼職の状況

Lasertec U.S.A., Inc. 取締役
Lasertec Korea Corp. 理事
Lasertec Taiwan, Inc. 董事長
Lasertec China Co., Ltd. 董事長
Lasertec Singapore Pte. Ltd. 取締役

取締役候補者とした理由

田島敦氏は、当社入社以来、技術開発業務に従事し、部門長を経て、2022年9月に執行役員、2023年9月に取締役・執行役員、2024年7月に取締役・常務執行役員に就任しています。同氏は、当社の技術を広範にカバーする豊富な知見と判断力、ならびに新規事業分野における経験と知見を有しています。これらの豊富な経験や見識により、持続的な企業価値向上に向けた技術開発強化と事業開拓への貢献が期待されるため、取締役候補者としたしました。

候補者
番 号

5

三 原 康 司

再 任

社 外

独 立

生年月日

1958年12月4日

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1985年 4月 ソニー(株)（現ソニーグループ(株)）入社
2005年 6月 (株)ミナージュ 代表取締役（現任）
2012年 4月 静岡理工科大学総合情報学部 准教授
名古屋商科大学大学院 客員教授
2017年 4月 千葉工業大学社会システム科学部経営情報科学科教授
2020年 4月 早稲田大学理工学術院教授（現任）
2020年 9月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

早稲田大学理工学術院教授

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

三原康司氏は、事業法人にて長く企画管理・工場オペレーションなどに従事され、現在は経営システム工学分野の教育に携わられており、その幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。

同氏には、アカデミアにおける専門的な見識と事業法人の経験に基づく客観的な視点から、経営に資する意見を述べていただくことで、経営の監督機能強化および取締役会の活性化に資する役割を期待しております。

候補者
番 号

6

いわ
岩 田 宜 子

再 任

社 外

独 立

生年月日

1956年7月15日

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1979年 4月 バンク・オブ・アメリカ東京支店 入社
1989年 6月 ビザ・インターナショナル 入社
1992年 1月 デュー・ロジャース・ジャパン 入社
1994年11月 テクニメトリックス（現トムソン・ロイター） 東京支社 入社
2001年 2月 ジェイ・ユーラス・アイアール(株) 入社
2001年 5月 同社 代表取締役
2014年11月 ヤマト インターナショナル(株) 社外取締役
2021年 6月 SMC(株) 社外取締役（現任）
2021年 6月 (株)海外通信・放送・郵便事業支援機構 社外取締役
2022年 9月 当社社外取締役（現任）
2023年 4月 ジェイ・ユーラス・アイアール(株) 取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

ジェイ・ユーラス・アイアール(株) 取締役会長
SMC(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

岩田宜子氏は、コーポレートガバナンスおよびIRのコンサルティングに長らく従事して培われた深い知見、豊富な国際経験、ならびに経営者としての経験と見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者といたしました。

同氏には、中立かつ客観的な立場から、コーポレートガバナンスおよび国内外の投資家との対話に関して、専門的知見に基づいた助言と意見をいただくことで、経営の監督機能の強化と透明性の向上に資する役割を期待しております。

候補者
番 号

7

いし ぐろ み ゆき
石 黒 美 幸

再 任

社 外

独 立

生年月日

1964年10月26日

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1991年 4月 弁護士登録(東京弁護士会)
常松築瀬関根法律事務所入所

1999年 1月 同事務所パートナー弁護士

2000年 1月 長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士（現任）

2006年 6月 ソニーコミュニケーションネットワーク(株)（現ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)）社外取締役

2013年 6月 みらかホールディングス(株)（現H.U.グループホールディングス(株)）社外取締役

2016年 9月 当社社外監査役

2017年 6月 (株)ベネッセホールディングス 社外監査役

2018年 4月 東京弁護士会副会長

2023年 6月 野村ホールディングス(株) 社外取締役（現任）

2024年 4月 環太平洋法曹協会（IPBA）会長

2024年 9月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士
野村ホールディングス(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

石黒美幸氏は、国際的な法曹団体である環太平洋法曹協会（IPBA）会長のご経験や、長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士を現任される等、長年の弁護士としての経験を有しており、その経験と見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。

同氏には、弁護士としての豊富な経験および高い専門性を活かし、専門的知見に基づいた助言と意見をいただくことで、経営の監督機能の強化と透明性の向上に資する役割を期待しております。

候補者
番 号

8

ゆ り
由 利

たかし
孝

再 任

社 外

独 立

生年月日

1960年9月24日

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月 ニチメン(株)（現 双日(株)）入社
1987年 6月 テクマトリックス(株)へ出向
1998年 3月 同社 取締役
2000年 4月 同社 代表取締役社長
FinancialCAD Corporation Director
2004年 7月 テクマトリックス(株) 代表取締役社長最高執行役員
2007年 8月 合同会社医知悟 業務執行社員
2007年 9月 クロス・ヘッド(株) 取締役
2009年 8月 (株)カサレアル 取締役
2024年 4月 テクマトリックス(株) 取締役
2024年 6月 リスクモンスター(株) 社外取締役（現任）
2024年 8月 TY Insight(株) 代表取締役（現任）
2024年 9月 当社社外取締役（現任）
2024年12月 アイビーシー(株) 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

リスクモンスター(株) 社外取締役
アイビーシー(株) 社外取締役
TY Insight(株) 代表取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

由利孝氏は、テクマトリックス(株)で長年代表取締役を務め、事業環境を見極めた経営方針および戦略により、同社の業務拡大を推進してきました。それらの経験を当社の経営に反映していただけるものと判断し、社外取締役候補者としたしました。

同氏には、社外取締役としての独立した立場で、その有する知見等に基づき、経営の監督機能の強化と透明性の向上に資する役割を期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、取締役および監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員が業務上の行為または不作為に起因して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、更新を予定しております。
3. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1)三原康司氏、岩田宣子氏、石黒美幸氏および由利孝氏は、社外取締役候補者であります。
- (2)三原康司氏、岩田宣子氏、石黒美幸氏および由利孝氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって三原康司氏は5年、岩田宣子氏は3年、石黒美幸氏および由利孝氏は1年となります。
- (3)当社は、三原康司氏、岩田宣子氏、石黒美幸氏および由利孝氏との間で、会社法第427条第1項の規定および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額としております。また、上記4氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約は継続する予定であります。
- (4)三原康司氏、岩田宣子氏、石黒美幸氏および由利孝氏は、(株)東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性判断基準」(<https://www.lasertec.co.jp/sustainability/governance.html>)を満たしていることから、当社は、上記4氏の選任が承認された場合、当該届出を継続する予定であります。
- なお、三原康司氏が教授を務める学校法人早稲田大学は当社の取引先ですが、直近3事業年度における当社の同法人に対する売上高は、いずれも当社連結売上高の0.01%未満と僅少であります。
- また、由利孝氏が2024年6月まで取締役を務めていたテクマトリックス(株)は、当社を取引先としていますが、直近3事業年度における同社の当社に対する売上高は、いずれも同社連結売上高の0.04%未満と僅少であります。

【ご参考】第2号議案を可決承認いただいた場合の当社役員（取締役・監査役全体）のスキル・マトリックス

当社は、経営戦略に照らして、取締役および監査役が備えるべき知識・経験・能力を「企業経営」「研究開発・製造」「営業」「グローバルビジネス」「人的資本・サステナビリティ」「財務・会計」「法務・リスクマネジメント」の各分野に分けて定めております。これらの知識・経験・能力について、各取締役および監査役に対して特に期待する分野は下表のとおりです。なお、この表は取締役および監査役が有するすべての知識・経験・能力を表すものではありません。

		企業経営	研究開発・製造	営業	グローバルビジネス	人的資本・サステナビリティ	財務・会計	法務・リスクマネジメント
取締役	岡林 理	●		●	●		●	
	楠瀬 治彦	●	●		●	●		
	仙洞田 哲也	●	●	●	●			
	田島 敦		●		●			
	三原 康司 ¹	●	●		●	●		
	岩田 宜子 ¹	●			●	●	●	
	石黒 美幸 ¹					●		●
	由利 孝 ¹	●		●	●		●	
監査役	浅野 政克					●		●
	出雲 栄 ²						●	●
	道 あゆみ ²					●		●

1.独立社外取締役 2.独立社外監査役

(注) 監査役の浅見公一氏は、2025年9月26日開催予定の第63期定時株主総会の終結時をもって辞任予定であるため、スキル・マトリックスには含めておりません。

第3号議案

取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役4名（社外取締役を除きます。）および2024年9月26日をもって取締役を任期満了により退任した2名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与を総額907,040,155円支給することとしたいと存じます。

本議案は、会社業績や各取締役の担当事業の業績を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の答申を踏まえ取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

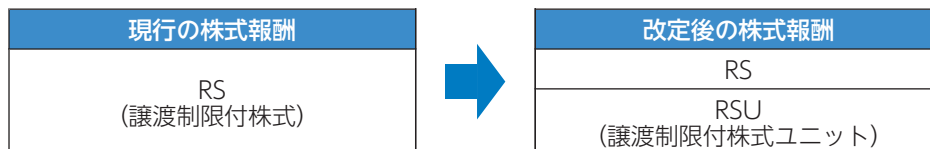
また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告「4. 会社役員に関する事項(2)取締役及び監査役の報酬等①取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。

第4号議案

取締役に対する譲渡制限付株式ユニット制度導入 および譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

当社の取締役の報酬額は、2024年9月26日開催の当社第62期定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役100百万円以内）としてご承認をいただいております。また、2021年9月28日開催の当社第59期定時株主総会において、上記の取締役の報酬額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式（以下「RS」といいます。）に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額300百万円以内、各事業年度において割り当てるRSの数の上限を30,000株としてご承認をいただいております。この背景は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式を割り当てることとしたものです。

本議案は、その一環として、現在、RSのみで構成されている当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする株式報酬について、新たに譲渡制限付株式ユニット（以下「RSU」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。（RSおよびRSUの上限は、現行のRSの上限としてご承認いただいている範囲内で設定いたします。）



本議案は、RSおよびRSUに関する報酬等として、現行制度に関する報酬等の総額および株式数の上限の範囲内で当社株式または当社株式と引換えにする払込みに充てるための金銭報酬債権を支給することにつきご承認をしていただくものであり、ご承認をいただいた範囲内で当社取締役会が具体的な内容を決定することになります。なお、当社取締役会が具体的な内容を決定する際には、社内取締役3名、社外取締役4名の計7名で構成され、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会の答申を得ることといたします。

また、本議案につきましては、指名・報酬委員会に諮問のうえ、取締役会にて決定しており、相当であると判断しております。

本総会の決議事項第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結後の取締役は8名(うち社外取締役4名)となり、対象取締役は4名となります。

なお、社外取締役の報酬額については、2024年9月26日開催の当社第62期定時株主総会において、年額100百万円以内としてご承認をいただいております。本議案による改定はございません。

1. 改定の目的・内容

当社は以前より、取締役（社外取締役を除きます。）に当社の企業価値の持続的な向上を動機づけるとともに、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として株式報酬を交付してまいりました。今後、株式報酬制度の運用性をさらに高めることが望ましいと考え、RSの譲渡制限解除時の納税資金確保を目的としたRSUを導入したいと存じます。

RSUは1ユニットを普通株式1株として換算して支給される報酬であり、当社の取締役等の地位の退任後に金銭として支給される報酬です。(RSUの概要は、2. (2) RSUの概要に記載のとおりです。)

現行制度で支給する株式報酬は、対象取締役の退任時に譲渡制限を解除するRSの割当および当該RSの割当に際して当該取締役が払い込むための金銭報酬債権の支給のみでしたが、新たな制度(以下「本制度」といいます。)で支給する株式報酬はこれらに加え、RSUに基づき支給される金銭から構成されることとなります。

2. 本制度の仕組み

(1) RSの概要

対象取締役は、本制度に基づき、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、RSの発行または処分を受けることとなります。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行または処分するRSの1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、RSの割当を受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度によるRSの発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①対象取締役が当社の取締役等の地位を退任するまでの期間、RSの第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②正当な事由以外の事由により退任した場合や、重大な法令違反等、その他一定の事由が生じた場合には当社がRSを無償取得することなどを規定した譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会で決定するものとします。

(2) RSUの概要

対象取締役は、本制度に基づき、当社から当社の普通株式と経済的に類似の権利である譲渡制限付株式ユニット(RSU)の付与を受け、当社の取締役等の地位の退任後に、付与されたRSUのユニット数に退任時の当社の普通株式の東京証券取引所における終値を乗じた額の金銭の支給を受けます。各対象取締役への具体的な付与時期および配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度によるRSUの付与に当たっては、当社と対象取締役との間において、①RSUの第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②正当な事由以外の事由により退任した場合や、重大な法令違反等、その他一定の事由が生じた場合にはRSUが当然に消滅することなどを規定した譲渡制限付株式ユニット付与契約が締結されることを条件といたします。

譲渡制限付株式ユニット付与契約に関するその他の事項は、当社の取締役会で決定するものとします。

以 上

事業報告 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、地政学リスクや主要国の政策動向による景気減速が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループの主要販売先である半導体業界では、スマートフォンやパソコン向け半導体の需要は軟調に推移した一方で、データセンター向けAIサーバーやHBM（広帯域メモリ）等のAI関連の半導体需要が市場を牽引しました。また、パワー半導体関連の需要はEV（電気自動車）市場の停滞を背景に低調に推移しました。

このような状況下、当社グループの連結売上高は2,514億77百万円（前連結会計年度比17.8%増加）となりました。

品目別に見ますと、半導体関連装置が2,029億65百万円（前連結会計年度比11.7%増加）、その他が55億52百万円（前連結会計年度比99.5%増加）、サービスが429億59百万円（前連結会計年度比48.3%増加）となりました。

連結損益につきましては、営業利益が1,228億43百万円（前連結会計年度比51.0%増加）、経常利益が1,194億44百万円（前連結会計年度比45.6%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益が846億52百万円（前連結会計年度比43.3%増加）となりました。

なお、品目別連結売上高の状況は次のとおりであります。

区 分	第62期 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)		第63期（当連結会計年度） (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)		増減（△）率
	金 額	構成比	金 額	構成比	
製 半 導 体 関 連 装 置	(百万円) 181,752	(%) 85.1	(百万円) 202,965	(%) 80.7	(%) 11.7
品 そ の 他	2,783	1.3	5,552	2.2	99.5
小 計	184,535	86.4	208,517	82.9	13.0
サ ー ビ ス	28,970	13.6	42,959	17.1	48.3
合 計	213,506	100.0	251,477	100.0	17.8

(2) 設備投資等の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2025年6月期から2030年6月期の6カ年を対象とする中期経営計画を策定しています。本中期経営計画では、「圧倒的な開発スピード、高い技術力、顧客との強固な信頼関係の構築により売上最大化とさらなる成長を目指す」を方針に掲げ、中長期の成長機会を捉えるべく以下の取り組みを推進しています。

① 売上最大化へ向けたブラッシュアップ

- ・リードタイムの短縮
- ・サービスビジネスの拡大

② さらなる成長へ向けた研究開発の推進と体制づくり

- ・人材採用の強化と職場環境の整備
- ・新たなソリューションによる事業領域の拡大
- ・事業規模拡大を支える体制の強化

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

	第60期 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	第61期 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	第62期 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	第63期 (当連結会計年度) (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
売上高	(百万円) 90,378	152,832	213,506	251,477
経常利益	(百万円) 33,582	63,668	82,021	119,444
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円) 24,850	46,164	59,076	84,652
1株当たり当期純利益	(円) 275円57銭	511円89銭	655円05銭	938円61銭
総資産	(百万円) 178,629	271,574	271,288	329,601
純資産	(百万円) 72,747	109,142	151,315	209,900
1株当たり純資産額	(円) 806円45銭	1,209円99銭	1,677円55銭	2,327円06銭

- (注) 1. 第60期の業績につきましては、半導体関連装置及びサービスの売上が増加し、増収増益となりました。
第61期の業績につきましては、全ての製品区分で売上が増加し、増収増益となりました。
第62期の業績につきましては、半導体関連装置及びサービスの売上が増加し、増収増益となりました。
第63期の業績につきましては、「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 第61期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするために、第60期についても、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

	第60期 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	第61期 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	第62期 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	第63期 (当事業年度) (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
売上高	(百万円) 82,016	145,947	201,436	242,119
経常利益	(百万円) 29,592	62,098	78,474	118,199
当期純利益	(百万円) 22,113	45,343	56,704	83,687
1株当たり当期純利益	(円) 245円22銭	502円79銭	628円74銭	927円91銭
総資産	(百万円) 167,749	261,429	250,377	315,959
純資産	(百万円) 66,176	101,489	139,937	198,938
1株当たり純資産額	(円) 733円58銭	1,125円13銭	1,551円39銭	2,205円52銭

- (注) 1. 第60期の業績につきましては、半導体関連装置及びサービスの売上が増加し、増収増益となりました。
第61期の業績につきましては、全ての製品区分で売上が増加し、増収増益となりました。
第62期の業績につきましては、半導体関連装置及びサービスの売上が増加し、増収増益となりました。
第63期の業績につきましては、全ての製品区分で売上が増加し、増収増益となりました。
2. 第61期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするために、第60期についても、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Lasertec U.S.A., Inc.	400千米ドル	100%	当社製品の販売及びアフターサービス
Lasertec Korea Corp.	300百万ウォン	100%	当社製品の販売支援及びアフターサービス
Lasertec Taiwan, Inc.	23百万台湾ドル	100%	当社製品の販売支援及びアフターサービス
Lasertec China Co., Ltd.	999千米ドル	100% (100%)	当社製品の販売支援及びアフターサービス
Lasertec Singapore Pte. Ltd.	100千シンガポールドル	100%	当社製品のアフターサービス

(注) 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

(7) 主要な事業内容 (2025年6月30日現在)

当社グループは半導体関連装置を中心に、FPD関連装置、レーザー顕微鏡等の設計、製造、販売並びにこれらに係るサービスを事業として行っております。なお、当社製品の主要品目は次のとおりであります。

① 半導体

マスク関連 (EUV)

- ・ アクティニックEUVパターンマスク欠陥検査装置
- ・ EUVマスクブランクス欠陥検査／レビュー装置
- ・ マスク検査装置
- ・ マスクブランクス欠陥検査／レビュー装置
- ・ EUVペリクル異物検査装置
- ・ EUVマスク裏面検査／クリーニング装置
- ・ マスクエッジ検査装置

マスク関連 (DUV)

- ・ マスク欠陥検査装置
- ・ マスクブランクス欠陥検査／レビュー装置
- ・ 位相差／透過率測定装置
- ・ 位相シフト量測定装置

ウェハ関連

- ・ SiCウェハ欠陥検査／レビュー装置
- ・ GaNウェハ欠陥検査／レビュー装置
- ・ 高感度内部欠陥検査／レビュー装置
- ・ 多波長ウェハ検査装置
- ・ 高感度ウェハエッジ検査装置
- ・ ウェハエッジ検査装置
- ・ ビア深さ測定装置
- ・ TSV裏面研磨プロセス測定装置
- ・ ウェハ全自動測定装置
- ・ ウェハ欠陥検査／レビュー装置

② FPD

マスク関連 (FPD)

- ・ FPDフォトマスク欠陥検査装置
- ・ ペリクル検査／貼り付けシステム
- ・ FPDマスクブランクス欠陥検査装置

③ 顕微鏡

レーザー顕微鏡

- ・ レーザーマイクロスコープ
- ・ コンフォーカル顕微鏡自動検査／レビュー装置
- ・ IRコンフォーカルマイクロスコープ
- ・ 超高温観察レーザー顕微鏡システム

リチウムイオン電池関連

- ・ 電気化学反応可視化コンフォーカルシステム

(8) 主要な事業所 (2025年6月30日現在)

本社 (神奈川県横浜市)
Lasertec U.S.A., Inc. (米国カリフォルニア州サンタクララ市)
Lasertec Korea Corp. (韓国京畿道華城市)
Lasertec Taiwan, Inc. (台湾新竹市)
Lasertec China Co., Ltd. (中国上海市)
Lasertec Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)

(9) 従業員の状況 (2025年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,163名	146名増

- (注) 1. 当社グループの事業は、検査・測定装置の設計、製造、販売を行う単一のセグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。
2. 当連結会計年度の従業員の増加の主な理由は、研究開発、装置立上げ及びサービス体制を強化するための採用によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
516名	37名増	40.1歳	8.3年

- (注) 1. 従業員数には、出向者は含まれておりません。
2. 当社の事業は、検査・測定装置の設計、製造、販売を行う単一のセグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。
3. 当事業年度の従業員の増加の主な理由は、研究開発、装置立上げ及びサービス体制を強化するための採用によるものであります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2025年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数	256,000,000株
(2) 発行済株式の総数	94,286,400株
うち、自己株式の数	4,096,042株
(3) 株主数	108,079名
(前期末比)	53,712名増

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16,505	18.30
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,509	7.21
内山 洋	2,813	3.11
内山 秀	2,788	3.09
前田 せつ子	2,734	3.03
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,672	1.85
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,504	1.66
UCHIYAMA HOLDINGS株式会社	1,477	1.63
高橋 はる香	1,440	1.59
楽天証券株式会社	1,044	1.15

- (注) 1. 当社は、自己株式を4,096千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 持株数・持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当事業年度において、取締役（社外取締役を除く）4名に対し自己株式2,881株の処分を行っております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2025年6月30日現在)

2007年3月9日開催の取締役会決議による新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

- ① 新株予約権の発行日 2007年3月26日
- ② 新株予約権の数 70個
- ③ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式56,000株
(新株予約権1個につき800株)
- ④ 新株予約権の払込金額 新株予約権1個当たり226,300円
(株式1株当たり282.88円)
- ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 株式1株当たり1円
- ⑥ 新株予約権の行使期間 2007年3月27日～2027年3月26日
- ⑦ 新株予約権の主な行使条件
・権利行使期間内において、原則として当社の取締役の地位を喪失した後5年間に限り行使できる。
- ⑧ 当社役員の保有状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	70個	56,000株	2名

(注) 2013年7月1日付にて実施した株式分割、2017年4月1日付にて実施した株式分割及び2020年1月1日付にて実施した株式分割 (いずれも1株を2株に分割) に伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 会長執行役員	岡 林 理	(担当) 企画管理部、安全保障企画室 (重要な兼職) Lasertec U.S.A.,Inc.取締役 Lasertec Korea Corp. 理事 Lasertec Taiwan, Inc. 董事 Lasertec China Co., Ltd. 董事 Lasertec Singapore Pte. Ltd. 取締役
取締役 副会長執行役員	楠 瀬 治 彦	(担当) 人事総務部、先端開発室、生産管理部、 コンプライアンス (重要な兼職) Lasertec U.S.A.,Inc.取締役 Lasertec Korea Corp. 理事 Lasertec Taiwan, Inc. 董事 Lasertec China Co., Ltd. 董事 Lasertec Singapore Pte. Ltd. 取締役
代表取締役 社長執行役員	仙洞田 哲 也	(担当) 監査室、営業本部、技術二部、品質保証部 (重要な兼職) Lasertec U.S.A.,Inc.取締役 Lasertec Korea Corp. 理事 Lasertec Taiwan, Inc. 董事 Lasertec China Co., Ltd. 董事 Lasertec Singapore Pte. Ltd. 取締役
取締役 常務執行役員	田 島 敦	(担当) 技術本部、DX推進部、CE部、情報セキュリティ (重要な兼職) Lasertec U.S.A.,Inc.取締役 Lasertec Korea Corp. 理事 Lasertec Taiwan, Inc. 董事長 Lasertec China Co., Ltd. 董事長 Lasertec Singapore Pte. Ltd. 取締役
取締役	三 原 康 司	(重要な兼職) 早稲田大学理工学術院教授

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	岩 田 宜 子	(重要な兼職) ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社 取締役会長 SMC株式会社 社外取締役
取締役	石 黒 美 幸	(重要な兼職) 長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士 野村ホールディングス株式会社 社外取締役
取締役	由 利 孝	(重要な兼職) リスクモンスター株式会社 社外取締役 アイビーシー株式会社 社外取締役 TY Insight株式会社 代表取締役
常勤監査役	浅 野 政 克	
監査役	浅 見 公 一	
監査役	出 雲 栄 一	(重要な兼職) 出雲公認会計士事務所 代表 公認会計士
監査役	道 あ ゆ み	(重要な兼職) 弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック 所属弁護士 (社員) 日清食品ホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社NTTドコモ 社外取締役

- (注) 1. 取締役の岡林理氏は、2024年9月26日付で代表取締役会長執行役員から取締役会長執行役員に異動しました。
2. 取締役の三原康司氏、岩田宜子氏、石黒美幸氏及び由利孝氏は、社外取締役であります。
3. 監査役の出雲栄一氏及び道あゆみ氏は、社外監査役であります。
4. 監査役の出雲栄一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役の道あゆみ氏は、弁護士の資格を有しており、法律の見地から企業活動の適正性を判断する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役の道あゆみ氏の戸籍上の氏名は、児玉あゆみであります。
7. 当社は、社外取締役の三原康司氏、岩田宜子氏、石黒美幸氏及び由利孝氏並びに社外監査役の出雲栄一氏及び道あゆみ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上の実現に向けてコーポレートガバナンスの強化を図るため取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的な報酬は、固定報酬である月額報酬と、業績連動報酬である賞与、株式報酬で構成されており、それぞれ独立した基準で決定する。なお、当社の取締役が執行役員を兼ねる場合、本基本方針の報酬には執行役員としての報酬を含むものとする。

社外取締役については、業務執行から独立した立場であることに鑑み、固定報酬のみとする。

(b) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、社会情勢や当社の事業環境、同業他社の水準等を考慮の上、役位、職責に応じて決定するものとする。役位、職責の違いによる支給割合については、当社の事業特性及び同業他社の支給割合等を勘案し決定する。

(c) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬である賞与は、業績への連動性をより明確にし、業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的とし、会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて決定する。具体的には、役位毎に会社業績に連動する形で業績連動報酬の算出式を設定し、算定する。会社業績については、各事業年度の業務執行の成果をよりよく反映するとの判断から当期純利益を主な指標とする。なお、会長、副会長、社長を除く役位については、会社業績によって求められた額に個人評価係数を乗じて報酬額を決定する。個人評価係数については、短期並びに中長期の会社への貢献度により、0.0から2.0までの範囲で個人別に算定する。

非金銭報酬は譲渡制限付株式とし、株主との価値共有を進めると共に取締役の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、各取締役に金銭報酬債権を支給する。なお、支給額は、前年度の各取締役の総報酬を基準に算定する（ただし、一部の取締役については代表取締役社長執行役員の総報酬を基準に算定する）ものとし、具体的な基準については、当社の事業特性及び同業他社の支給割合等を勘案し決定する。

賞与並びに譲渡制限付株式の対象となる金銭報酬債権はそれぞれ毎年一定の時期に支給する。

(d)金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬水準及び種類別の報酬割合については、当社の事業特性及び同業他社の支給割合等を勘案し、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会（(e)の委任を受けた代表取締役社長執行役員）は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

(e)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員がその具体的内容の一部について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長執行役員によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に諮問を行い、その答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長執行役員は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬		非金銭報酬等	
		基本報酬	業績連動報酬等	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	1,241 (62)	259 (62)	907 (－)	73 (－)	11 (5)
監査役 (うち社外監査役)	59 (24)	59 (24)	－	－	5 (3)
合 計 (うち社外役員)	1,301 (87)	319 (87)	907 (－)	73 (－)	16 (8)

- (注) 1. 報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
2025年9月26日開催予定の第63期定時株主総会に付議いたします役員賞与
取締役 (社外取締役を除く。2024年9月26日をもって任期満了により退任した取締役2名を含む。) 6名 907百万円
2. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
取締役の報酬限度額は、2024年9月26日開催の第62期定時株主総会において年額400百万円以内 (うち社外取締役100百万円以内) として決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名 (うち社外取締役4名) です。この金額には賞与及び譲渡制限付株式報酬は含まれておりません。
また、取締役 (社外取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の限度額は、2021年9月28日開催の第59期定時株主総会において上記の取締役の報酬限度額とは別枠として、年額300百万円以内、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限を30,000株として決議されております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名です。
監査役の報酬限度額は、2024年9月26日開催の第62期定時株主総会において年額70百万円以内として決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名 (うち社外監査役2名) です。
3. 業績連動報酬等について
業績連動報酬である賞与につきましては、業績への連動性をより明確にし、業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて決定します。具体的には、役位毎に会社業績に連動する形で業績連動報酬額の算出式を設定し、算定しています。
会社業績は、当期の業務執行の成果をよりよく反映するとの判断から当期純利益を主な指標としております。
なお、会長、副会長、社長を除く役位については、会社業績によって求められた額に個人評価係数を乗じて報酬額を決定します。個人評価係数については、短期及び中長期の会社への貢献度により、0.0から2.0までの範囲で個人別に算定しております。
4. 譲渡制限付株式報酬について
株主との価値共有を進めると共に取締役の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、各取締役 (社外取締役を除く。) に譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を支給しています。支給額は、前年度の各取締役の総報酬を基準に算定 (ただし、一部の取締役については代表取締役社長執行役員の総報酬を基準に算定) し、具体的な基準については、当社の事業特性及び同業他社の支給割合等を勘案し決定しています。
5. 取締役の個人別の報酬等の委任に関する事項
取締役会は、代表取締役社長執行役員仙洞田哲也に対し当事業年度に係る各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の賞与 (業績連動報酬) の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業について評価を行うには代表取締役社長執行役員が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性について確認しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役(4名)及び社外監査役(2名)は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、社外取締役及び社外監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員が業務上の行為又は不作為に起因して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社に属する役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、公序良俗に反する以下の事象又は行為に基づく損害賠償請求の場合には填補の対象としないこととしております。

- ・役員が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと
- ・役員の犯罪行為、又は役員が違法であることを認識しながら行った行為
- ・役員に報酬又は賞与等が違法に支払われたこと
- ・役員が行ったインサイダー取引
- ・違法な利益の供与

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職につきましては、前記「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載の通りであります。社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 三原 康司	当事業年度に開催された13回の取締役会全てに議長として出席し、主に事業法人において企画管理・工場オペレーションなどに従事され、現在は経営システム工学分野の教育に携わられている知識と経験に基づき積極的に意見を述べ監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の議長として、当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における重要な役割を担っております。
社外取締役 岩田 宜子	当事業年度に開催された13回の取締役会全てに出席し、主にコーポレートガバナンス及びIRのコンサルティングにおいて長らく従事され、深い知見、豊富な国際経験、及び経営者としての経験に基づき積極的に意見を述べ監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会7回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における重要な役割を担っております。
社外取締役 石黒 美幸	当事業年度に開催された13回の取締役会中、就任以降に開催された10回の取締役会全てに出席し、長年の弁護士としての経験と見識に基づき積極的に意見を述べ監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された7回の委員会中、就任以降に開催された5回の委員会全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における重要な役割を担っております。
社外取締役 由利 孝	当事業年度に開催された13回の取締役会中、就任以降に開催された10回の取締役会全てに出席し、主に経営者としての事業環境を見極めた経営方針及び戦略による事業拡大推進の経験に基づき、積極的に意見を述べ監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された7回の委員会中、就任以降に開催された5回の委員会全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における重要な役割を担っております。
社外監査役 出雲 栄一	当事業年度に開催された13回の取締役会全てに出席し、取締役の業務執行を監査すると共に、公認会計士としての専門的見地から適宜意見を述べております。また、当事業年度に開催された17回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する事項の審議・協議等を行っております。
社外監査役 道 あゆみ	当事業年度に開催された13回の取締役会中、就任以降に開催された10回の取締役会全てに出席し、取締役の業務執行を監査すると共に、弁護士としての専門的見地から適宜意見を述べております。また、当事業年度に開催された17回の監査役会中、就任以降に開催された10回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する事項の審議・協議等を行っております。

(注) 社外取締役の石黒美幸氏は、2024年9月26日開催の第62期定時株主総会終結の時まで当社の社外監査役であり、当事業年度内の監査役在任中に開催された3回の取締役会全てに出席し、取締役の業務執行を監査すると共に、弁護士としての専門的見地から適宜意見を述べております。また、当事業年度内の監査役在任中に開催された7回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する事項の審議・協議等を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 PwC Japan有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額（百万円）
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務についての報酬等の額	45
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	45

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から提示を受けた監査計画における監査時間・配員等の見積りの算出根拠、従前の事業年度における業務執行状況と報酬実績の比較推移等を確認し、その相当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社であるLasertec Korea Corp.、Lasertec Taiwan, Inc.、Lasertec China Co., Ltd.及びLasertec Singapore Pte. Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
【流動資産】	[286,861]
現金及び預金	86,087
受取手形、売掛金及び契約資産	24,790
仕掛品	123,672
原材料及び貯蔵品	45,333
その他	7,145
貸倒引当金	△167
【固定資産】	[42,740]
有形固定資産	(30,285)
建物及び構築物	10,998
機械装置及び運搬具	4,499
工具、器具及び備品	1,428
リース資産	163
土地	13,146
建設仮勘定	50
無形固定資産	(2,451)
投資その他の資産	(10,003)
投資有価証券	1,007
退職給付に係る資産	103
繰延税金資産	8,371
その他	521
資産合計	329,601

科目	金額
負債の部	
【流動負債】	[117,919]
買掛金	9,606
未払法人税等	26,119
前受金	64,388
繰延収益	10,085
賞与引当金	59
役員賞与引当金	907
その他	6,752
【固定負債】	[1,782]
退職給付に係る負債	607
株式給付引当金	687
資産除去債務	254
その他	231
負債合計	119,701
純資産の部	
【株主資本】	[207,936]
資本金	931
資本剰余金	1,359
利益剰余金	206,621
自己株式	△976
【その他の包括利益累計額】	[1,942]
その他有価証券評価差額金	602
為替換算調整勘定	1,433
退職給付に係る調整累計額	△93
【新株予約権】	[21]
純資産合計	209,900
負債及び純資産合計	329,601

連結損益計算書 (2024年7月1日から2025年6月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		251,477
売上原価		103,220
売上総利益		148,256
販売費及び一般管理費		25,413
営業利益		122,843
営業外収益		
受取利息	157	
受取配当金	14	
その他	152	324
営業外費用		
支払利息	12	
為替差損	3,676	
その他	34	3,723
経常利益		119,444
税金等調整前当期純利益		119,444
法人税、住民税及び事業税	37,791	
法人税等調整額	△2,999	34,791
当期純利益		84,652
親会社株主に帰属する当期純利益		84,652

連結株主資本等変動計算書 (2024年7月1日から2025年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	931	1,290	146,500	△976	147,744
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△24,531		△24,531
親会社株主に帰属する 当期純利益			84,652		84,652
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		69		0	69
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	69	60,121	0	60,191
当連結会計年度末残高	931	1,359	206,621	△976	207,936

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	828	2,748	△27	3,549	21	151,315
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△24,531
親会社株主に帰属する 当期純利益						84,652
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						69
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△225	△1,315	△65	△1,606	-	△1,606
連結会計年度中の変動額合計	△225	△1,315	△65	△1,606	-	58,584
当連結会計年度末残高	602	1,433	△93	1,942	21	209,900

計算書類

貸借対照表 (2025年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
【流動資産】	[278,074]
現金及び預金	77,503
受取手形、売掛金及び契約資産	25,824
仕掛品	124,286
原材料及び貯蔵品	37,104
その他	13,496
貸倒引当金	△139
【固定資産】	[37,884]
有形固定資産	(29,635)
建物	10,537
構築物	214
機械装置及び運搬具	4,499
工具、器具及び備品	1,033
リース資産	163
土地	13,146
建設仮勘定	40
無形固定資産	(2,437)
投資その他の資産	(5,812)
投資有価証券	1,007
関係会社株式	155
繰延税金資産	4,340
その他	309
資産合計	315,959

科目	金額
負債の部	
【流動負債】	[115,786]
買掛金	9,815
未払法人税等	25,710
前受金	64,068
繰延収益	10,018
賞与引当金	59
役員賞与引当金	907
その他	5,206
【固定負債】	[1,234]
退職給付引当金	471
株式給付引当金	393
資産除去債務	219
その他	149
負債合計	117,021
純資産の部	
【株主資本】	[198,313]
資本金	(931)
資本剰余金	(1,359)
資本準備金	1,080
その他資本剰余金	279
利益剰余金	(196,999)
利益準備金	159
その他利益剰余金	196,840
別途積立金	9,212
繰越利益剰余金	187,628
自己株式	(△976)
【評価・換算差額等】	[602]
その他有価証券評価差額金	602
【新株予約権】	[21]
純資産合計	198,938
負債及び純資産合計	315,959

損益計算書 (2024年7月1日から2025年6月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		242,119
売上原価		98,725
売上総利益		143,394
販売費及び一般管理費		22,411
営業利益		120,982
営業外収益		
受取利息	48	
受取配当金	22	
その他	151	221
営業外費用		
支払利息	12	
為替差損	2,962	
その他	29	3,004
経常利益		118,199
税引前当期純利益		118,199
法人税、住民税及び事業税	35,631	
法人税等調整額	△1,119	34,511
当期純利益		83,687

株主資本等変動計算書 (2024年7月1日から2025年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	931	1,080	210	1,290	159	9,212	128,471	137,842
当期変動額								
剰余金の配当							△24,531	△24,531
当期純利益							83,687	83,687
自己株式の取得								
自己株式の処分			69	69				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	69	69	-	-	59,156	59,156
当期末残高	931	1,080	279	1,359	159	9,212	187,628	196,999

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	△976	139,087	828	21	139,937
当期変動額					
剰余金の配当		△24,531			△24,531
当期純利益		83,687			83,687
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	0	69			69
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△225	-	△225
当期変動額合計	0	59,226	△225	-	59,000
当期末残高	△976	198,313	602	21	198,938

監査報告

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月5日

レーザーテック株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千代田 義 央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 保 智 巳

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、レーザーテック株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レーザーテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月5日

レーザーテック株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千代田 義 央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 保 智 巳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、レーザーテック株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月7日

レーザーテック株式会社 監査役会

常勤監査役	浅野政克 ㊞
監査役	浅見公一 ㊞
社外監査役	出雲栄一 ㊞
社外監査役	道あゆみ ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番地

新横浜プリンスホテル 5階 シンフォニア

交通機関の ご案内

JR 新横浜駅

横浜線「北口」から徒歩約5分

東海道新幹線「東口」または「西口」から徒歩約5分

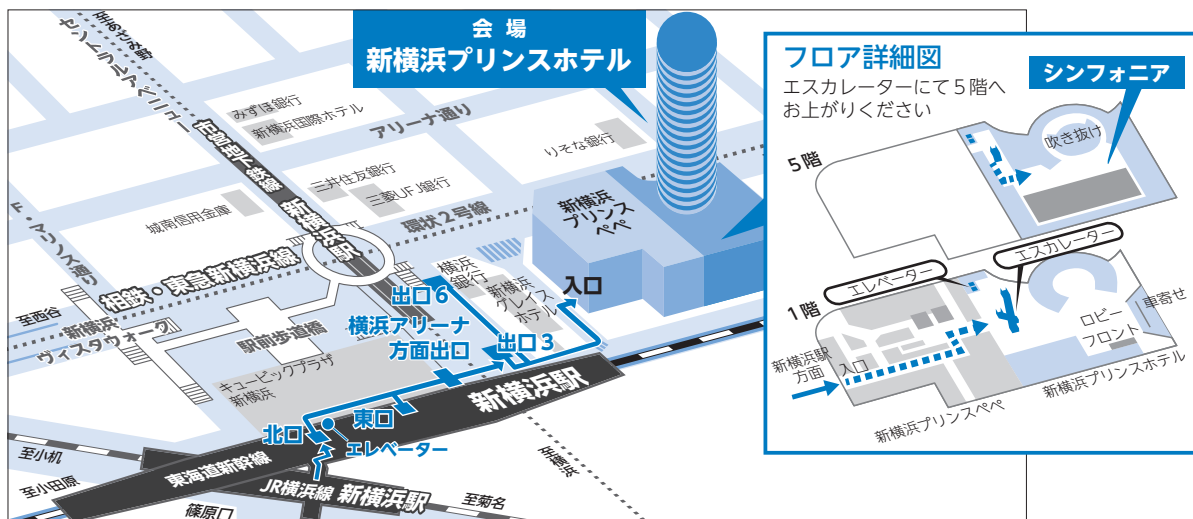
※改札口を出られましたら、「横浜アリーナ方面出口」へとお向かいください。

「北口」改札を出てすぐ右手にエレベーターもございます。

横浜市営地下鉄線、相鉄・東急新横浜線 新横浜駅

「出口3」「出口6」から徒歩約3分

※「出口3」にはエレベーターもございます。



※バリアフリールートをご利用の方のアクセス方法は以下のとおりです。

- ①JR線をご利用の方：2F「北口」改札を出てすぐ右手のエレベーターにて1Fへご移動後、上図の矢印に沿ってお越しください。
- ②横浜市営地下鉄線、相鉄・東急新横浜線をご利用の方：出口3のエレベーターにて地上へご移動後、上図の矢印に沿ってお越しください。

※お車でのご来場はご遠慮願います。

※株主の皆さまへのお土産の配布および株主懇親会等は予定しておりませんので、あらかじめご了承くださいよう、よろしくお願い申し上げます。